郵政民営化
抜本見直しに対する

意見書-Ⅱ

郵政産業労働組合

2010年9月

「郵政民営化」抜本見直しに向けた意見書－Ⅱ

はじめに

郵政産業労働組合は昨年１１月、郵政民営化抜本見直しに対する「意見書」を発表しました。その「意見書」で私たちは、郵政民営化抜本見直しの姿として次の政策提起をしました。

①ゆうちょ銀行と簡易保険生命の株を持ち株会社に処分させないこと、さらに持ち株会社の株を政府に処分させないこと。

②地域住民が郵便・貯金・保険のサービスをどこにおいても一体的に受けられるように、郵政事業の目的に「通信・金融の基本的サービスを国民に保障し、公共の福祉の増進を図る」と明記すること。

③郵便局ネットワーク（24700）を維持し，金融と通信のユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講ずること。

④株式売却を凍結して郵政三事業の一体経営を行ない、公益を目的とする公的事業体（公社）として位置づけられ、経営されるべきこと。

そして、内閣官房主催の「ヒアリング」で郵政産業労働組合は意見聴取をうけるなど、積極的に対応してきました。政府は、広く関係者の意見も取り入れ、昨年１２月４日には「株式売却凍結法案」を成立させ、今年の２月８日には「郵政改革素案」を発表し「郵政改革法案」の成立を期しました。しかし法案は、審議未了により廃案となりました。

政府は、廃案となった「郵政改革法案」を臨時国会に再び提出して審議することにしています。郵政産業労働組合は、国民・利用者の視点から郵政「民営・分社化」を検証し、国民共有の財産である郵便局ネットワークと金融・通信のユニバーサルサービスを守る立場から改めて「郵政民営化抜本見直しに向けた意見書Ⅱ」を作成しました。これから始まる臨時国会において国民本位の郵政民営化見直しに向けて十分な審議を要請するものです。

一、「郵政改革法案」に対する評価

「郵政改革法案」は後に詳述しますが、郵政事業のもつ公共性を十分に発揮させるという面からみると多くの不十分性をもつものです。しかし、政府が臨時国会で成立を期す「郵政改革法案」は、現行の「郵政民営化法」に比較すれば国民・利用者にとって一歩前進といえます。

１、現場から見た前進面

（１）日本郵政グループの経営の自主性を重んじる一方で、「高い非正規雇用率、地域経済との関係希薄化等の経営上の問題点を改善する」．ことを求めるなど、現場で働く郵政労働者の労働環境の改善との関連からみても前進的内容となって↓、ます。

（２）現行の「郵政民営化法」は、郵貯、簡保の株式売却について２０１７年までに完全に売却し完全民営化を行なうことになっていますが、「郵政改革法案」に基づく出資比率は、政府が日本郵政株の３分の１超、日本郵政が郵貯、簡保の株を３分１超とそれぞれ受け持つことになり、国による日本郵政グループに対する関与が、一定に残されるという点では事業運営やユニバーサルサービスの上でも重要な前進です。

現行法では、２０１７年以降はゆう貯・かんぽ会社は郵便局ネットワークからの撤退の自由がありますが、法改正により、郵便局ネットワークでの金融サービスは維持されることにつながります。

（３）現行の「郵政民営化法」では、日本郵政、郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行、

かんぽ生命保険会社の５社体制ですが、「郵政改革法案」では日本郵政、郵便事業会社、郵便局会社を１社に統合することになります。このことによって郵便事業会社と郵便局会社間の委託手数料や消費税が解消されるだけでなく、事業運営上の非効率が排除され連携がスムーズになることが期待されます。すなわち、５社体制は次の通り、私たちが働く現場では大きな問題となっていたのです。

①民営・分社化以降、利用者・国民から寄せられている第一の苦情は、「郵便局になぜ郵便窓口が二つあるの？」という声です。政府案通過により、この問題の解決が図られます。

②利用者の苦情にたいする対応も、これまで郵便局会社と郵便事業会社の社員がそれぞれの会社に取り次ぐなどしてきました。１社への統合は、分社化の影響によるあらたな苦情の解消にもつながります。

③郵便事業会社の支店内で、郵便局会社と郵便事業会社の社員は、会社への出入りや、休憩室の使用が制限されていますが、この点でも一定の改善につながります。

④郵便局会社との委託関係で、手数料の発生による消費税の負担が新たに発生しました。郵便事業株式会社が、郵便局会社に２００７年度の税負担で支払った消費税だけでも１６０億円にも上ります。この点でもメリットがあります。

⑤分社化は、郵便事業会社の支店内に店舗を構える郵便貯金銀行・簡易保険生命・郵便局が月々の一賃貸料を支払うことになり、あらたな負担が発生しました。この点でも郵便局から郵便事業会社、郵便事業会社から郵便局会社への負担がなくなります。

２、混乱した事業運営と労働環境の改善に一歩前進

現在の混乱した事業運営と労働環境の改善につながると考えます。

（１）政府が昨年１０月２０日に閣議決定した「郵政改革の基本方針」（以下、基本方針）は、①郵便、貯金,、保険のサービスを一体的に全国の郵便局窓口で公平、簡便に利用できるようにするとともに、地域の郵便局ネットワークを格差是正の拠点として位置づけ地域の「ワンストップ行政」の拠点として活用、②郵便貯金、簡易生命保険に関するユニバーサルを法的に担保する他、銀行法、保険業法などに代わる新たな規制を検討、③現在の日本郵政＋４分社化体制の見直し、④再編成後には、さらなる情報開示と説明責任の徹底を義務付け、⑤郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講ずる。としていました。この「基本方針」は、国民本位の見直しに向けて一定の積極面をもつものとして評価できるものでした。

（２）本年２月８日に、政府は「郵政改革素案」（以下、素案）を明らかにしました。具体的な改革の方向性としては「基本方針」から後退しています。しかし、「素案骨子」の公益性・地域性を重視した改革、日本郵政グループの高い非正規雇用率、地域経済との関係希薄化などの経営上の問題点の改善、民間金融機関との日本郵政グループとの業務提携によるシナジー効果の発揮、地域経済や中小企業振興に資する経営の勧奨を提起するなど、民営化見直しの理念として積極的に賛同・評価できるものです

（３）郵政の民営・分社化かち３年、郵政三事業をめぐる国民サービスと郵政関連労働者の労働条件は大きく低下しまし挺。その改善は急務です。今臨時国会に提案される「郵政改革法案」は、問題点を孝んでいるとは言え、2005 年に小泉内閣（当時）の下で成立した現行の「郵政民営化法」に比べれば国民サービスの上でも、現場で働く労働者にとっても前進的内容が含まれています。

（４）郵政三事業をめぐる事業運営は、「郵政改革法案」の成立の是非をめぐって迷走し、また労働現場も混乱につぐ混乱をきたし、社員のモチベーション低下とともに不満と将来不安も著しく増大しており、落ち着いた状況で仕事にとりくめる労働環境が求められています。
この立場から「郵政改革法案」は、現状の事態を前に進め、国民サービスの向上と労働環境の改善にむすびつくと考えます。

二、修正が必要な郵政改革法案の内容

政府が提出した「郵政改革法案」が一歩前進であるとしても、修正すべき点もあります。

１、郵政改革法案と小泉郵政民営化との比較とあるべき改革の姿

政府の郵政改革案は、公益性・地域性の視点による郵政三事業のユニバーサルサービスの確保や三事業の一体的経営をうたい、郵便局ネットワークを「国民の財産」とまで述べている点では小泉郵政民営化とは大きく異なります。しかし、①民営株式会社という会社形態で国営・公営を否定②当初は独立法を考えていたにもかかわらず、ゆうちょやかんぽの金融事業には一般業法による規制をかけ、郵便とメール便の無秩序な競争状態には触れずに放置している点では小泉郵政民営化と同じといえます。郵政改革案のなかに小泉郵政民営化との相違点と共通点が同居していることで、新たな矛盾が引き起こされています。

郵政事業の民営化は世界的に進められましたが、世界１５９カ国のうち実質的に民営化した国は５％で、公社形態が主流で、株式会社であっても政府が過半数の株式を保持して実質的には公的事業としてユニバーサルサービスを維持しているのが実態です。

郵便事業の自由化という点で見ても、世界の大勢はユニバーサルサービスを確保するために独占留保分野を認め、日本のように無秩序な競争を認めているわけではありません。こうした世界の郵政改車こそ、あるべき改革の姿です。その点からすると政府の郵政改革は、郵政民営化の見直しとしては不十分なところが多く、放置されるならば、小泉郵政民営化よりもさらに実質的民営化を進めるものとなる可能性をもっています。

２、後退ではなく前進を

郵政改革「素案」から後退しているものが幾つもあるのが実態です。この点について修正が必要と考えます。

亀井郵政改革担当大臣（当時）は民営化見直しに当たって談話を発表し、郵政改革のポイントは、①郵便・貯金のユニバーサルサービスの維持、②地域経済・地域社会への貢献と地域の活性化、③人に優しい・・の三点を強調しました。また、郵政改革素案でも、「公益性と地域性を重視し、すでに、民営・分社化により、過疎地を中心に金融サービスが低下している問題をとりあげ、今後の事業内容、経営形態の検討においては、そうした点の改善に配慮する。」といっていました。

さらに、平成２０年１２月２５日、国民新党と民主党で開催している郵政事業における国民の権利を保障するための改革委員会（郵政事業見直し検証委員会）の合意や郵政改革の基本方針（２００９年１０月２０日閣議決定）の精神からみて後退したと言わざるを得ない点も見受けられます。

（１）政府の「郵政改革素案」（以下、素案骨子）の１の、日本郵政グループの公益性、地域性を重視した改革には賛成です。しかし、昨年 10 月 20 日に閣議決定した「郵政改革基本方針」（以下基本方針）では、「郵政事業に関する国民の権利として国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。」としていました。素案及び「郵政改革法案」は、この基本方針から後退しているように思います。
「郵政事業に関する国民の権利」をうたうなら、誰のための何のための郵政三事業なのか、法律に郵政三事業の経営目的として「公共の福祉の増進」を明記するべきだと考えます。
（２）「郵政改革法案」では経営形態を３社体制に再編することにしています。一昨年１２月の「郵政事業の抜本的見直しの方向性」の７では、「分社化体制を見直し、郵政３事業が一体的に提供できるように再編成する」といっていました。３社体制では、郵政三事業がバラバラに展開され、分社化による手数料、消費税、預金保険機構への支出金等の弊害が除去されず、効率的なサービスにはならないと思います。郵政三事業の一体経営による一社体制こそ分社化の弊害が除去され、効率的な郵政三事業の一体的運営ができるものと考えます。
分社体制を根本から見直し、郵政３事業が一体的に提供できるようにすべきと考えます。
（３）「基本方針」では、「郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講ずる」としていましたが、「郵政改革法案」では、親会社のみに義務を課し、直接、金融サービスを提供する金融２社にはユニバーサルサービスを課さないとしており、見直しの中心問題が大きく後退していることに不安を持ちます。
金融のユニバーサルサービスは金融２社に義務付けてこそ低下した金融サービスの回復と国民の利便にかなうものと思います。地域・住民が郵便・貯金・保険のサービスを、どこにおいても一体的に受けられるように、郵便局ネットワーク（２４，７００局）を維持し、金融と通信のユニバーサル・サービスを法的に担保できる措置を講じるべきと考えます。
（４）一昨年１２月の「郵政事業の抜本的見直しの方向性」の６では、「郵貯法１条、簡保法１条の理念を書き込む。その際、銀行法、保険業法に代わる新たな規制を検討」としていました。ところが、「郵政改革法案」では、銀行会社と保険会社を業法に基づく一般会社とし、原則として業法の規定に基づく、としています。「ゆうちょ銀行」と「かんぽ生命」に民間金融機関と同様の法律を適用することは、利潤追求の事業運営となり、それでは「金融のユニバーサルサービス」は守れません。また、「郵便は総務省」「金融２社は金融庁」となり、３事業を展開する特定局では業務上混乱を招きかねません。利潤追求を第一とする一般の銀行・生保と同一のルールでではなく、一般の業法とは別建ての特別法の下に置くべきと考えます。
（５）「素案骨子」の、「日本郵政グループの経営の自主性」③日本郵政グループのユニバーサルサービス業務の受託で、「同グループの自主的な意思に基づくものであり、その意思がなくなる場合には、一定の条件（事前告知、それに伴う法改正等）の下で受託を取り止めることもできる」となっています。これでは、利益があがらなければ撤退する自由を保障することになり、安定したサービスの提供ができなくなる可能性があります。また、他の組織に業務を委託するといっても､そう簡単に全国ネットの仕事を引き受ける組織があるとは考えられません。
（６）「素案骨子」８では、「株式処分凍結法による凍結措置については、改革法の施行の時期に合わせて解除する。」ことになっていますが、株式については売却することなく政府が日本郵政の株式を、日本郵政が郵便貯金とかんぽ生命保険の株式を 100 ％保有・責任を持ってこそ「公共の福祉の増進」にかなったユニバーサルサービスを担保し、国民の共有財産であ

る郵便局ネットワークを維持する基本だと考えます。
（７）政府から親会社への出資比率、親会社から子会社への出資比率については、政府が日本郵政へ 100 %、日本郵政から子会社への出資比率も 100 %にすべきだと考えます。ＵＰＵ加盟国中、「株式会社形態をとる 32 カ国のうち、国または国に準ずる機関が１００％株式を保有する国が 27 カ国」あります。政府が 100 %責任を持つ特殊会社か公的事業体としてこそ、国民の立場に立った郵政三事業が確立され、通信と金融のユニバーサルと郵便局ネットワークの維持が可能となるのです。
（８）郵便のユニバーサルサービスの維持について
郵便事業は、ユニバーサルサービスが義務付けられ、社会の基本的通信手段となっています。ところが、郵便事業に民間企業が参入し、クリームスキミング（いとこどり）が行われています。これでは、安定した事業運営を続けることはできません。早急に、郵便、信書便、メール便を横断的に規制するために郵便法を改正する必要があります。当面２５０ｇ以下の一定重量以内の封書と葉書を信書と定め、現在の「郵便事業会社」の独占事業とすべきと考えます。
（９）国民からの監視体制
私たちは、「新たな事業体の情報公開と国民監視委員会の確立」を提案しています。また、直接的に国民利用者の声を反映する「郵便利用者委員会」・オンブズマン制度提案しました。利用者の立場に立って、手数料の値上げ、ＡＴＭの撤去、簡易郵便局の閉鎖などサービス低下などに対して、利用者からの要望、苦情相談への救済機関・苦情処理機関を確立すべきと考えます。
（１０）郵貯・簡保資金については、国民生活を守るための資金として活用されなければなりません。具体的には、郵貯・簡保資金は、公的資金とし地方経済、中小企業、国民生活を重点に住宅、福祉・医療施設などの資金として活用する必要があります。資金の運用にあたって私たちは、国会内に総務省・財務省・金融監督庁・経済産業省・厚生労働省にまたがる「公共資金運用委員会」（仮称）を設置し運用計画を策定すべきと提案しています。
以上のように、郵政事業が公共事業として発展していくためには、事業の一体経営を行い、直ちに弊害の改善にとりくむとともに、利潤ではなく、公益を目的とする事業体として位置付けられ、経営されるべきものと考えます。株式会社をとるとしても、１００％政府が株を維持しない限り利潤追求の事業運営となり、「金融・通信のユニバーサルサービス」は守れません。地域・住民が郵便・貯金・保険のサービスをどこにおいても一体的に受けられるように、郵政事業の目的に「通信・金融の基本的サービスを国民に保障し、公共の福祉の増進」を明記すべきです。そして、郵便局ネットワーク（２４，７００局）を維持し、金融と通信のユニバーサル・サービスを法的に担保できる措置を講じるべきと考えます。

三、イギリスのポストバンク構想と地域の活性化

郵政改革は、国民本位の金融改革と一体となってすすめなければなりません。

１、参考にされるべきイギリスのポストバンク構想

イギリスでは、地域密着の金融機関を確立するために、郵便貯金と郵便局のネットワークを活用するポストバンク構想が提起されています。
すなわち、郵便局職員による労働組合、21 万 5000 社の中小企業が加盟する英国の主要企業

団体、経済シンクタンク、環境と天候を専門とするリサーチグループの代表者で構成されているポスト・バンク連合は、「多くの地元地域（特に最貧地域）で銀行と郵便局の支店が閉鎖され､多数の人々や企業が郵便サービスや基本的な金融サービスを直接利用できなくなっている。ポスト・バンクを開設することで、基本的な金融原則への回帰に基づく金融サービスの提供が保証されるであろう。その場合、銀行員が地元地域に駐在し、その地域とニーズを把握していく。英国全土を網羅するネットワークをもち、利用者から高く信頼されている郵便局は、新しいポスト・バンクを提供するのに理想的な立場にある。」としたうえで、つぎの５点を目指すとしています。

①融排除への対抗、そして公正で利用可能な信頼できる銀行制度の権利の創造

②株主主導ではなく郵便局の支店を介した地元密着型の銀行

③金融ユニバーサル提供責務（英国で郵便配達業務を担当する部門のロイヤルメールのユニバーサル提供責務の指針に類似）

④中小企業を支援

⑤ポスト・バンクは、銀行業務と地元経済を再び結び付け、信用組合やコミュニティ開発金融機関（CDFI）などその他の金融機関との窓口となる

具体的にみると、地方債の発行を通じ地元の投資家に地域の金融サービスプロバイダーへの資金提供を貧困と社会的一体性を対象とした政府融資プログラムで資金提供をおこなうとしています。また、手数料については、ポスト・バンクは、商業銀行が開発しているような高額かつ任意の手数料はとらない、手数料無料の銀行業務、または商業銀行よりも低い手数料（ポスト・バンクは株主主導型ではないとし)、手数料はポスト・バンクの地域への再投資の一部に活用するとしています。

そして、郵便局ネットワークをベースとしたポストバンクは、①新しい銀行業務、新しい投資、地域経済の再生に対して、確かな信頼できる基盤を提供、②利益主導型の投機的な銀行業務と一線を画し、地元ベースの健全な融資への回帰を行う、個人や企業に長期的な金融的保証を与え、郵便局に対して、英国民からの絶え間ない支持と高い評価を受けるにふさわしい重要な役割を果たす、としています。こうしたイギリスのポストバンク構想は、日本の郵便貯金システムの改革に参考にされるべきと考えます。

２、みならうべき郵便局による銀行業務の海外事例

実際に、海外では、郵便貯金サービスの充実と郵政改革とは一体となって進められ成果をあげています。それらの事例も十分に参考にされるべきと考えます。

（１）フランスの郵便サービス部門のラ・ポスト（La　Poste）は、2006 年 1 月に銀行業務を開始。2007 年までに 1100 万を超える郵便銀行口座を開設し、ラ・ポスト（La　Poste）の売上高の約 25 %を占めている。

（２）イタリアの郵便サービス部門のポスト・イタリアーネ（PostItaliane）は、2000 年に「ハンコ・ボスタ（BancoPoste)」を開設し、2002 年までに、ポスト・イタリアーネ（PostItaliane）は 50 年ぶりの黒字化に成功した。この黒字化はイタリアの郵便局ネットワークの拡張によるもので、現在は 14000 の郵便局が加盟している。

（３）ドイツでは、ドイツ・ポスト（Deutsche Post）のポスト・バンクが、問題を抱えてはいるものの顧客数（1450 万）ではドイツ最大の小売銀行の地位を維持し、ドイツ最大のク

レジットカードおよびデビッドカードの発行銀行となっている。銀行取引は、ドイツの郵便局窓口の 39 %を占める。

３、地域の活性化に貢献する郵便貯金

この間示されてきた政府の郵政改革の姿には、この郵便貯金サービスの前進的改革の方向も提起されてきました。

すなわち、政府の郵政改革素案は、①中小地域金融機関とのシナジー効果が発揮できるような業務提携等の相互努力を勧奨する、②郵政事業資金が、地域経済や地域社会にある程度還元される、③ゆうちょ銀行は、ユニバーサルサービスを直接的に行う（「金融のユニバーサルサービス事業を行う」）となっており、また、運用においては、「民間金融機関、日本郵政グループ双方に対して、自主的かつ有意義な業務提携を行い、地域経済や中小企業金融の活性化に資することを期待する」とのべています。

郵政改革素案の（参考）とされる記述では、「中小企業に保有国債を担保として貸し出すことによる地域金融機関との中小企業向け提携ローン」「中堅・中小企業を主な投資対象とする民間基金（企業再生ファンド）への出資」「地方債購入、地域企業への融資」等を掲げています。ただ、この（参考）との記述がどのような位置づけがされるのか明確ではありません。
こうした政策をきちんと行えば、我が国でも、イギリスのポストバンク構想と同様の成果が得られることとなります。政府の郵政改革は、これらの提起を、具体化して実行することで、さらに進められることになると考えます。

４、明確にするべき郵便局ネットワークと一体とされた公的金融

改革のためにも、金融のユニバーサルサービスを確保して公的金融を充実させる方向性を明確にするべきであると考えます。

まず、いつでも、どこにでも、低料金でのサービスが受けられるユニバーサルサービスの確保を金融においても明確に位置付けることです。

郵便貯金を公的融資制度の根幹の一つとして位置付けて、地域、中小企業への融資、利益目的ではない事業への援助を展開するべきです。そのために、この分野に習熟している、信用組合、信用金庫との共同がはかられるべきだと考えます。

公的金融の位置付けからみて、ゆう貯は、小口で個人を主な対象とする簡易で確実な貯蓄手段であることを再確認して、見直しに当たっても引き続き、預入限度額は１，０００　万円とするべきだと考えます。

四、宅配事業統合と今後のあり方

この間、宅配事業について、大きな社会問題となりました。現場からみた課題について、指摘いたします。

１、公共サービス事業から競争へ

郵便小包については、郵便事業がユニバーサルサービスを義務付けられているのに対し、その義務付けはありません。郵便小包がもっている性格は、通信事業というよりは「小型貨物を送達する運輸業」であり、従来から国の独占事業とはされてきませんでした。それだけに公共

事業の一端を担いながらも、この分野においては儲けを優先する宅配業者との激しい競争にさらされてきました。その一方、宅配業者が参入しない採算の取れない離島、山間僻地、過疎地、冬期の積雪地等は郵便小包が国民生活を支えてきました。それは公共事業としての責務からでした。私たちは、郵便小包については、いたずらに利潤を目的に宅配業者と競争すべきでないと考えます。公共通信事業の一環として、国民生活に寄与する公共的・福祉的事業としての役割を果たすべきと考えています。そして、そのための制度的保障を検討すべきと考えます。

ところが、2003 年の郵政公社以降この郵便小包部門において、より顕著な民間宅配業者との競争戦略が打ち出されてきました。海外物流への進出含めたもので大規模な投資も行われてきました。私たちは、これらの経営戦略について「より赤字幅を大きくするもの」との批判を行ってきましたが、郵政公社による総括は行われないまま２００７年１０月の民営・分社化を迎え、基本的な戦略は引き継がれていくことになりました。私たちは従来描いてきたこうした経営方向についての総括が充分行われ検証されるべきと考えます。

２、宅配便事業統合と失敗について

（１）日本通運との宅配便事業統合計画

2007 年の民営・分社化により郵便小包はその弊害を大きく受けました。地域特産品を扱う郵便小包（ゆうパック）は、郵便事業会社の取扱商品となりましたが、郵便局会社との分離によって、その集荷体制も組めなくなり取扱い数は激減することになりました。本来強化されるべき公共サービス・地域サービスを後退させたばかりでなく赤字幅の増大となりました。

こうした経過を受け、郵便事業会社は 2008 年６月、日本通運との共同出資による子会社・Ｊ　Ｐエクスプレス社を立ち上げゆうパックとペリカン便を取扱うことを決め、2009 年１０月の統合をめざし準備を進めてきました。しかし結果として、管轄である総務省からの認可は下りませんでした。総務省は、準備不足で業務が混乱する可能性があることを指摘しつつ、①オペレーションの準備状況を踏まえた統合時期の再検討　②計画したサービス水準を実現するための要員配置と業務運行体制の再検討　③統合が郵便業務に与える影響などの再評価と収支が悪化した場合の対応、を指摘し回答を求めましたが、関連グループ会社はこれにまともに応えることができませんでした。

私たちは、総務省の指摘は説得力を持った内容であり合理性があったと考えています。むしろ、それに応えきれない郵便事業会社の計画そのものに問題があったと考えています。

（２）子会社・Ｊ　Ｐエクスプレス社による宅配便事業統合計画は頓挫しました。それに替わり、Ｊ　Ｐエクスプレス社の資産は郵便事業会社が引き継ぎ、2010 年７月からはペリカン便も郵便事業会社がゆうパックとして取り扱う計画が 2009 年１２月発表されました。この間ＪＰエクスプレス社は毎月４０億円～５０億円の赤字を出し、郵便事業会社における 2009 年度決算は、経常利益 569 億円を計上しつつもＪ　Ｐエクスプレス社に係る損失があったため 474 億円の赤字決算となっています。郵便事業全体に与える影響は大きなものがあり、その経営のあり方含め基本的な検討が必要です。

あらたなゆうパック事業は 2010 年７月、現場サイドにおける「準備不足でとても間に合わない。大混乱になる」との声を無視し実施されました。予測は的中し、34 万個に及ぶ遅延を引き起こし社会問題化しました。事態はこれにとどまらず、大規模な顧客離れを引き起こすことになりました。７月 10 日、総務省は業務改善命令を出し、関連省庁からのこうした指摘は民営・分社化以降７回を数えるに至っています。私たちは、この様な事態を引き起こす背景に構造的に改めるべき郵政グループの職場風土・体質があると考えています。

（３）郵政グル←プとりわけ郵便事業会社に対し繰り返し業務改善命令が出される背景には、以下の問題等が横たわっています。
①郵政省時代からのタテ割行政と官僚主義のもとで、現場の意見が上部機関に反映されないという悪癖が色濃く残っています。これらとも関連し、領地主義ともいえる横断的な風通しの悪さがすべての機関組織（本社・支社・支店）に残っています。早急に、自由に意見がのべられ反映される組織への脱皮が求められています。
②現場の実情を無視した計画の進め方に大きな問題がありました。それは、オペレーションや要員措置計画、訓練計画、集荷体制など多義にわたっています。例えば、郵便事業会社で扱うゆうパックは地帯別料金で明確ですが、従来のペリカン料金は集荷者によって自由な料金設定が可能となっており、同じ会社の同じ商品でも料金設定が異なるなど、利用者から見れば信じられない事態の中で業務運行が行なわれています。総務省が指摘してきた準備計画のずさんさ、経営幹部の無責任さが背景にあると考えます。
③要員不足の中で、処分と桐喝の業務運行が日常化していることも関連しています。民営・分社化以降２年半の中で、郵政グループの正社員は約１１４００人（２０１０年３月末）減らされ余裕をもった仕事ができなくなっています。些細なミスに対しても実害を被る処分を適用するなど規定の改悪も行われています。厳罰体制を改め、公共サービスを安心して提供できる要員配置こそが求められています。
④経営戦略の見通しの甘さと労働者に将来への安心感を与えられない経営陣の責任は重いと考えます。民営・分社化以降、効率化の推進と営業力の強化を強調していますが、実態は労働強化の進行であり、コンプライアンスに反する自爆営業の蔓延化です。働きがいある職場づくりの戦略が欠如しています。
⑤郵政省時代から、郵政グループ内には複数の労働組合が存在してきました。会社の経営方針に異議を唱える労働組合・組合員は、昇任・昇格など大きな差別を受けてきました。そのような労働者は職場労働者からどんなに信頼され、仕事ができても職場の中核的役職からは排除されてきました。こうした力量ある労働者の適材適所の配置は安定的な業務運行を行う上でも重要です。排除の論理を一刻も早く改め、まともな人事制度の運用を行い、組合間差別は改められなければなりません。
　そのことは、日本航空における労務管理政策として大きな批判にさらされてきたことです。

３、宅配事業の今後のあり方について

　私たちは 2009 年１１月に「郵政民営化抜本見直しに対する意見書」を発表し、あるべき郵政改革の方向を関係機関や国会議員等に提言してきました。その中で、郵便小包についてはＪＰエクスプレス社との統合は見直すことを求めつつ、「①公共通信事業として確立されたネットワークを生かして、全国どこへでも小包を送達するサービスは将来とも確保していきます
②宅配業者とシェアーを競争し、利潤を目的に事業を拡大する必要はないと考えます。（中略）公共通信事業の一環として不採算地域や老人、障害者、福祉施設等、福祉的事業としての役割を果たすべきです」との見解を明らかにしてきました。求められていることは、そのような方向性を明確にした上で、実現するための制度的な補償を整備することです。
　こうした立場からすれば、今日進められている宅配便事業の方向は、果たすべき公共サービスの内容とは程遠いものに変質してきています。先に見たように、同一商品でも料金設定が異

なる事態は事業の信頼失墜にも直結するものです。また、会社は７月１５日業務の正常化を公表しましたが、恒常的にゆうパック業務への応援態勢は取られており、本質的な解決には至っていません。さらに、どれだけ頑張れば宅配事業の未来が開けてくるのか、など社員は展望を持てずにいます。したがって、以下の内容で緊急に抜本的な見直しが行なわれる必要があると考えます。

（１）オペレーションの見直しと再整備（施設の拡大、システムの見直し、集荷・再配達のあり方、運送便の整備、料金体系の整備と見直し）

（２）サービス提供に影響を与えない充分な要員の確保

（３）関連労働者の安定的な雇用確保の保障と労働条件の整備

（４）集配体制と営業のあり方等の見直し

（５）中・長期的な経営見通しの明示

こうした抜本見直しの上に、公共サービスとしての維持、福祉的事業としての発展方向が示されるべきだと考えます。仮にこうした方向が示されないなら、日本通運からのペリカン便については切り離した、ゆうパック事業のあり方を追求すべきと考えます。

五、非正規社員の正社員化について

郵政改革は、現場の社員によって担われるものです。郵政事業に「おける雇用の在り方は、引き続き、郵政改革の基本問題です。

１、希望する非正規社員の正社員化に向けて

（１）日本郵政グループ各社は５月７日に「期間雇用社員の正社員登用について」組合に提示し、応募資格要件として①勤続３年以上②所定労働時間３０時間以上③６０歳未満の３つの要件を示し、要件を満たす者はグループ全体で約６５，０００人であることを明らかにしました。

当初示された３要件は、郵政グループにおける業務の多様性から雇用されている非正規社員の雇用形態からすると、郵便事業会社でいえば郵便外務作業に従事している非正規社員がその主な対象となり、内務作業に従事している非正規社員の多くが応募要件を満たさないばかりか、会社都合による「勤務時間・勤務日数」の削減により、従来であれば資格要件を満たしていたにもかかわらず、３年以上勤務実績があっても受験できないという極めて実態にそぐわない資格要件となっていました。

こうした実態に対し、国会では５月２８日の総務委員会において日本共産党塩川鉄也衆議院議員が「郵便局の方から三十時間以内にしてくれと言われて実際に働かされている。しっかり働きたいし、正規化を願っている。そういう方も含めて、ぜひ対象としてお願いしたい」との質問に対し、亀井静香郵政改革担当大臣（当時）は、「三十時間というのは今変えさせておりますので、それは、さらに弾力的にやるような予定にしております」と回答、①週所定労働時間が３０時間に満たない場合であっても（20 時間以上に限る）所属長が認める場合は応募できる②雇用空白期間が１カ月以内であって当該空白期間を除いた勤務期間が２年以上又は３年以上となる場合は資格要件を満たすという、登用要件の拡大となりました。

（２）郵政グループにおける非正規社員の実態

日本郵政グループの非正規社員は、約 21 万 5800 人おり全体の 48 ％に及ぶこと、３年以上契

約更新を繰り返している社員が 121,700 人いる実態が明らかになり、グループ全体で最も多くの非正規社員が働く郵便事業会社では、114,608 人（平成 21 年 10 月期における雇用数）であり、非正規社員の占める割合は 65 %に及んでいます。

非正規社員の推移は、民営化された以降もグループ全体で 200,924 人（平成 19 午年 10 月）、平成 20 年 1 月では 205,686 人、平成 21 年 7 月現在では 215,873 人と２年も満たない中にあって 14,949 人の増加となっています。

そして、正社員と非正規社員の貸金・一時金の格差があらわれています。平成２１年度の年間賞与額は正規社員で約１３２万円、時給制契約社員では約３２万円となっており、平均給与では正社員の１／３、年間賞与額では１／４という貸金格差の中で働いています。

日本郵政グループ各社の正社員と非正規社員の平均給与（平成２０年度）

	正規社員	非正規社員
日本郵政	約７８０万円	約２６１万円
郵便事業会社	約６５６万円	約２２５万円
郵便局会社	約６１６万円	約２０１万円
ゆうちょ銀行	約６５２万円	約１８７万円
かんぽ生命	約６１９万円	約２２０万円

※非正規社員については８時間勤務したものとして２０年度の実績から平均給与を推計

２、郵政改革素案が指摘した経営上の問題点と改善

平成 22 年２月８日に郵政改革担当副大臣が公表した郵政改革素案では、郵産労も参加した公開ヒヤリング等の内容を踏まえ策定されたものです。

郵政改革素案骨子は１１項目の骨子からなり、非正規社員の問題を指摘した項は第９項目、「日本郵政グループの経営の自主性を重んじる一方で、高い非正規雇用率、地域経済との関係希薄等の経営上の問題点を改善することを求める」となっています。

郵政改革素案が求めた日本郵政グループの経営上の問題点の改善では、①において日本郵政グループの社員の雇用状況について、非正規社員の比率が高く、給与水準が低いこと等が、社員のモチベーションや安定的なサービス提供の面で問題となっているとの指摘が聞かれるとして、こうした状況を放置することは「政府の国民に対する責務」を果たす業務を担う「公益性の高い民間企業」のあり方として一考の余地があることから、日本郵政グループに対して状況の把握と改善に早急にとりくみ安定した雇用の中で社員が適切に業務を遂行する環境をつくることを求めると指摘し改善を求めています。

こうした非正規社員の働き方の改善に向けて国会答弁においても原口総務大臣が「働く人た

ちを大事にする郵政、これは人間がやる企業でございますので、人間らしい働き方が基本であるべきだ、このように考えています。」（平成 22 年５月２８日衆議院総務委員会）とし、亀井郵政改革担当大臣が「ユニバーサルサービスを守る上でそれを担う従業員が人間として働くものとしてきっちり待遇されるべき」との積極的な国会答弁を行うなど、郵政改革法案では第３条（基本理念）のなかで「労働環境の整備」という形で盛り込まれています。この条項の具体化として、関係閣僚の答弁の沿った形での見直しが図られるべきです。

３、名実ともに希望する非正規社員の正社員化実現を

日本郵政グループ各社は、８月７・８日に正社員登用試験を実施、グループ全体で３万４千９８人が応募し受験しました。登用試験に応募した非正規社員はグループ全体で「対象者の約半数」であり、一次・二次審査を経て 12 月 1 日に正社員に採用されることになります。

日本郵政グループが行なう非正規社員の正社員登用は、「正規雇用があたりまえの社会」実現への「一歩」となるもので、社会全体から関心が注がれた中で実施されました。

全国で日々、正社員と同様の業務を行ない、「非正規社員の存在なくして１日たりとも業務がまわらない」存在となっており、雇用の安定と労働条件の改善は緊急の課題となっています。

しかし、登用試験は、①採用人数や勤務地が明らかになっていないこと②給与の上限が 182,900 円では生活できないなど、非正規社員の将来に明るい展望をもち、希望を持って働ける労働条件になっていない問題点が残されています。この改革が必要とされます。

３年以上契約更新を繰り返す社員が 12 万人を超えている状況のもとで、一度の試験で振り落とすのではなく、「不合格者となった社員の研修を実施する」ことが予定されており、郵政民営化見直しと併せ、非正規社員の処遇改善に向け、政府がそのモデルとして他の民間企業が続くような施策として、さらには若年層の雇用拡大を図る上でも積極的な役割を果たすことを求めます。

むすびに

郵政民営化から 10 月で３年となり、サービス低下が全国であらわれはじめた中で郵政改革法案が国会に上程され、十分な審議を経ぬまま廃案となりました。

そのため、現在の郵政民営化法のもとでは金融２社株式売却とともに完全民営化が決まっており、「郵政民営化法」の見直しは緊急の課題となっているにもかかわらず、そのような法体制にはなっていません。

私たちは、郵政改革法案のもっている積極面は国民の利益になると考えます。しかし、この法案のもつ問題点も指摘しました。郵政改革を検証し、さらに郵政改革を国民本位に前進させるべく、国民的な論議をすすめる上で、広く活用されることを望みます。

【資　料】

郵政改革の基本方針（２００９年１０月２０日閣議決定）
郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保および地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。
１．郵政事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。
２．このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点としても活用することとする。
３．また、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。
４．これらの方策を着実に実現するため、現在の持ち株会社・４分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。
５．なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。
６．上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。
郵政事業の抜本的見直しの方向性（２００８年１２月２５日）
郵政事業における国民の権利を保障するための改革委員会（郵政事業見直し検証委員会）・郵政事業の機動的経営を確保するため、現行の株式会社形態は改めない。
・サービスの低下が著しい現状に鑑み、郵政事業における国民の権利をさらに明確化する。・そのため、郵便局ネットワークを国民共有の財産とし、「地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点」として明確に位置づける。
・また、郵便局ネットワークを活用した基本的なサービス（これまでの郵政三事業）特に郵便局を通じた金融サービスを維持する体制を構築する。
・地域金融や中小企業金融の核としての役割の見直しを行う。その際、金融決済等についてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じる。
・郵政三事業は、国民の権利を保障する上でも必要な一体的に提供されるべきサービスと位置づけ、郵貯法１条、簡保法１条の理念を書き込む。その際、銀行法、保険業法に代わる新たな規制を検討する。
・分割による弊害の大きい持ち株会社・４分社化体制を見直し、郵政３事業が一体的に提供できるように再編成する。
・国は、持ち株会社に対し完全に支配権を行使するに十分な比率の株式を保有する。金融２会社についても同様に一定の株式保有を義務付け、１００％株式売却条項は削除する。
・郵便局は地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとし、地域の発展に寄与するものとする。
・上記措置に伴い、郵政民営化法は廃止し新たな郵政事業における国民の権利を保障するための改革法を制定する。

・上記改革法の成立までの間、郵政民営化株式売却凍結法案を衆議院選挙後の国会に再提出し、成立させる。
・日本郵政に対してさらなる情報開示と説明責任の徹底を義務付ける立法を次期通常国会に提出する。

以上

（参考）
郵貯法１条
「簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」
簡保法１条
「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い料金で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」

「郵政改革素案骨子」（２０１０年２月８日）
　郵政改革の内容については、２００９年１０月２０日の閣議決定、及び本日公表する素案をベースに、今後、所要の与党プロセス（政策会議での議論や連立与党間の調整）を経て内容を確定する。素案の骨子は以下のとおり。
１．日本郵政グループの公益性、地域性を重視した改革を行う。
２．経営形態は、親会社（持株・局・郵便）、銀行会社、保険会社の３社体制に再編する。
３．政府が国民に対して負っているユニバーサルサービス提供義務を親会社に対して課す（特別法に親会社の提供義務を定める）。
４．ユニバーサルサービス業務は、郵便、金融とも、国民生活の利便性を鑑み、基本的な内容を定める。
５．銀行会社、保険会社は、業法に基づく一般会社とする。業務内容については、原則として業法の規定に基づく。但し、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる。
６．政府が国民に対して負っている義務を日本郵政グループに課すことに鑑み、義務履行コストに見合う内容の所要の措置を日本郵政グループに対して講じる。
７．旧勘定を管理する独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構は将来的に廃止する。
８．株式処分凍結法による凍結措置については、改革法の施行時期に合わせて解除する。
９．日本郵政グループの経営の自主性を重んじる一方で、高い非正規雇用率、地域経済との関係希薄化等の経営上の問題点を改善することを求め．る。
１０．民間金融機関と日本郵政グループの自主的な業務提携等によるシナジー効果の発揮を期待し、地域経済や中小企業振興に資する経営が行われることを勧奨する。
１１．政府から親会社への出資比率、親会社から子会社への出資比率、金融サービスの内容と利用限度額等については、今後の与党プロセスの議論を踏まえて決定する。

≪連絡先≫

郵政産業労働組合

〒 170-0012　　東京都豊島区上池袋 2-34-2
ＴＥ　Ｌ　03-5974-0816　　ＦＡＸ　03-5974-0861
http//www.yusanro.or.jp/